

東松山市上下水道事業告示第 15 号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和 6年 5月 8日

東松山市上下水道事業

東松山市長 森 田 光 一

1 委託先

東京都江東区木場1丁目5番25号
りそな決済サービス株式会社
代表取締役 広川 正則

2 委託した公金事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年2月16日

4 地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年2月16日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 提携コンビニエンスストア本部一覧・スマホ決済サービス提供会社名一覧

別紙のとおり

別紙

提携コンビニエンスストア本部一覧

コンビニエンスストア企業名
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
株式会社ローソン
株式会社ファミリーマート
ミニストップ株式会社
株式会社ポプラ
株式会社セイコーマート
山崎製パン株式会社
株式会社しんきん情報サービス

スマホ決済サービス提供会社名一覧

サービス提供会社名
ビリングシステム株式会社
楽天銀行株式会社
L I N E P a y 株式会社
P a y P a y 株式会社
K D D I 株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社N T T ドコモ